

有事が起きることには目を背けて過ごしてきた日本

進んで難局に対処できる国に
自衛隊ハ 軍隊ニ ナリタイ

賀谷 眞悟 陸自70

1 戦争回避と抑止・即応対処に必要不可欠な軍隊

いまだに有事に対する現状認識が緩く、平和願望と戦争の悲惨さを語るだけで、反戦平和を国民が望めば平和を維持できると言う学者や評論家がいて、それを主張する政党もある。

本稿は平和の維持に必要な、厳粛で重要な課題の核心からは目を背けている我が国の最近のできごとを中心に論考したものである。
歴史は過去だけのものではない、現実を見て安全保障、危機管理について、多くの国民に、このことを考えてもらいたい。

進んで難局に立ち、戦争を回避し、戦争を抑止するには国家主権を守る軍隊が不可欠だ。憲法9条の改正が自衛隊の明記であつては問題の解決

にはならない。それではいつまでも自衛隊は自衛隊であり、軍隊ではない。必要なのは軍隊と明記することだ。非常事態に即応できるように現法制を改正し、更なる防衛体制の整備が必要だ。

我が国は大戦後、銃弾が飛び交う紛争には国民は遭遇していないが、自然大災害には見舞われてきた。また武漢を発生源とする疫病に直面し、紛争に限らず、対応が遅れると国の危機となる問題に直面した。

我が国の憲法は国家緊急権を保有していることを明記しておらず、54条で参議院の緊急集会の規定があるだけである。

ある日、ある場所で危機は突然に起こりうる。そしてそれが起こると想定外だったという。それで危機がなくなるわけではない。そのように言えは責任がないことになるのか？国民に危険が及ぶから危機というのであつて、躊躇しては手遅れとなる。

危機には何としても対処しなければならぬ。平素の準備と即応態勢、そして、起こった時の初動対処がその後を決めることになる。それを担保するのは最終的には、その国の軍

隊だ。それに代わるものはどの国においてもない。

2 事あるごと、行政法で特措法を作る愚

緊急事態において、一定の強制力や罰則規定のない法は個人の人権が過度に保護されるため、公共の福祉に反することになる。

自衛隊のイラク派遣以降も何か事が起きればそれから国会で長々と喧々諤々、論争し、そして特措法を作るという繰り返してあつた。特措法は全ての事態を想定して作られるわけではないので、新しい事態が起こつて従来の特措法で対応できなければその都度また延々と国会審議ということになる。

一方で立法府においては、自衛隊は暴走するものだという妄想や先入観で自衛隊の行動を縛っておこうとする人たちがいる。そしてこれらの人達や政党の議員は、憲法は行政を縛るものであると主張する。
このような考え方を続けている限り、国難や危機に有効に対処することはできない。憲法は、専横を縛るものではないが、同時に権限の行使を十分に認めなければ片手落ちとなる。

危機に即応するための体制が曖昧にされたまま、変わっていない。これらのことに多くの有権者が問題意識を持ち、我が国が事態対処に即応でき、難局に対処できる国になるように国会にハッパをかけることが必要だ。

国際問題には外交手段で解決すべきたといつも云う政党の議員達は、外交的に解決できない問題や緊急事態が起きた場合に、ではどうするかの対案を出さない。対案を出さないで言葉尻や批判に終始し、ネチネチと政府の糾弾を繰り返すのは醜悪で見苦しい。

ある調査によれば自衛隊は今日、日本国で国民が最も信頼できる組織で、そのナンバー1となっているそうだ。

議員は「検事」ではない。あなたも自分が「検事」にでもなったかのように国会で執拗に、どうでもよいようなことを得意げに追及するが大方の理解は得られまい。国会で無駄に時間を浪費することなく、決定的に国家に影響を及ぼすような事項に絞つて、対案をもつて議論してもらいたい。

また常に人権が公共に優先するといふのは偏った考え方だ。私権は公共の福祉に適合しなければならず、総ての人の権利・自由は公共の福祉との兼ね合いにより制限されることは当然だ。緊急事態における私権や自由の一定限度の制限は危機に対処するために必要なことは自明である。

現下の状況に対して、日本是世界の中でも特殊な憲法を護持したままの状態を続けてきた。有事を回避するには強い抑止力が必須で、強い抑止力となる防衛力(軍事力)の造成には強い経済力が必要だ。

その軍事力を担保したうえで初めて巧みな外交の出番となる。外交によつて平和が担保されるわけではない。外交は企業で言えば、営業のよくなもので、営業がいくら良いことを語ろうが、優れた製品を作る工場や技術や生産力がなければ意味はない。極論すれば優れた製品を作る技術や生産力があれば営業がいなくても製品は評判を呼び次第に人伝に売られていくものだ。

国民が選んだ議員は社会保障や福祉という受けの良いテーマを選挙の争点にするが、緊急事態や有事に

する法や態勢の整備に関しては怠慢だ。生活困窮者、社会的弱者には十分な社会保障が必要だが高所得者に生活困窮者と同じ社会保障をするのは悪平等というものだ。

高額の収益を挙げている企業や個人には社会福祉や安全保障のため新たに社会福祉税等を設けて弱者救済や国民保護等に資する仕組みを作つてもよいのではないか。

3 「まさか？」でなく、「いつか」に備え

(1) 「まさか？」の次にくる言葉

まさかの次にくる言葉は、起きないだろう、起きるとは思わなかった、という否定形である。このような考えでは非常事態に対応できない。

いつか起こる、という考え方に立つからこそ、非常事態に備えた準備と初動対処が可能となる。この考え方が欠如しているので万事が平時を基準としている。

有事をもって万事の基本としているのは自衛隊だけでよいのか？

しかし任務達成が至上の命題である自衛隊にとつて、任務は達成したことがあつてはならない。

故に指揮官は隷下部隊の隊員の安全と任務達成の狭間のジレンマが付きまとう。

自衛隊にとつて現在の法基準は列国の軍隊と比べてあまりに非常識なものだ。武力攻撃されなければ、それ以前の事態ではまるで警察官の集団同様の行動しかできないのか？

我が国は、何か事が起きてから泥縄式に特別措置法を作るがこのようなことを続けてきたので、未だに海外派遣などに伴う根本的問題は解決されていない。

いわんや旧態依然としていて非常事態、緊急事態対応の制度設計はできていない。

(2) 防衛省設置法の「調査・研究」で迅速有効に対応できるか？

筆者は昭和63年から平成元年の間、沖縄で勤務していたことがある。勤務地の地元の糸満市主催の会合に参加していた時に、傍にいた人と話していたら「自分たちが沿岸を離れて外洋の東シナ海で操業中、付近を海保の船や海自の艦艇が航行しているのを見ると、安心する。東シナ海で漁をしていると不安なものであるが、日の丸や、旭日旗を見ただけで安堵する」とその人は話した。地元

の漁師さんであろう。当事者ならでの現場感覚だ。漁師にとつてみれば何かあつた時には当然に海自も海保も実力行使をして守つてくれるものと思つている。

政府は令和元年12月27日の閣議で海上自衛隊の護衛艦2隻と哨戒機を中東に派遣すると決定した。これは防衛省設置法の「調査・研究」を法的根拠としたもので、独自派遣であると説明した。

令和2年2月下旬から現地で活動を開始。「調査・研究」活動中に不測の事態になった場合は、電話閣議を含む迅速な閣議を経て海上警備行動を決定し発令するという。

活動範囲はオマーン湾、アラビア海北部、アデン湾の公海とし、ホルムズ海峡やペルシャ湾は含まない。期間は1年間で延長する場合は再度、閣議決定し、閣議決定と活動終了後に国会報告するというものだ。

ここでの海自の任務は「調査・研究」であるので、武器使用はない。日本籍船舶に日本人が乗船しており、日本の事業者が運航し、日本の積荷輸送として条件に合致した船舶に対して万が一不測の事態が起きた場合に限つて、海上警備行動に

よって対応するとされている。

そこで防衛省設置法に云う「調査・研究」とはそもそも何か？ 防衛省

設置法は防衛省の所掌する事務を定めた法律である。その第4条18項には、所掌事務の遂行に必要な調査及び研究をおこなうことが規定されている。これを根拠にしている。

「調査・研究」は防衛大臣が認めればよいので、日本海等での哨戒活動等も「調査・研究」が目的となっている。

平素、自衛隊の運用に関して「調査・研究」は何にでも付けられるマジックテープのようなものだ。この派遣で不測の事態は起きないかもしれない、だが何かを契機に起きるかもしれない。

「調査・研究」から、かりに海上警備行動に移行するとしても、所詮は海上警備行動だ。当該船舶の保護のために該船を停船させることは可能であるがそれ以上の行動はできない。

2019年11月に鹿児島地方で、2020年6月、2021年1月にも東北地方で謎の気球が確認された。直径が30mもあったようである。直徑が30mもあったようである。直徑が30mもあったようである。直徑が30mもあったようである。

日本領空にいたのか？ 我が国は正体不明のこのような物体を撃墜できる法にはなっていない。

気球に攻撃兵器や危険な物質を搭載し衛星通信で気球をコントロールできれば重要インフラ等の攻撃ができるだろう。単に情報収集が目的だとしても我が国はこのような物体に対して何もできないのか？

正当防衛・緊急避難の警察権で対応するのではなく、武力攻撃以前であつてもこのような事態には自衛権の発動として対応せず、我が国が何もしなければこれからも飛んでくるかもしれない。対象はミサイルだけではない。何か起きてからでは遅い。

(3) 海保は有事にも海上警察機関のままよいのか？
自衛隊法では有事には防衛大臣が海保を統制できることになっているが海保の監督官庁である国土交通省は内心、反対している。
海保は有事においても海上警察行動を行うだけという。海上保安庁法では非軍事組織であるという建前からだ。本音でも防衛大臣の統制下に入り、実態的には海上自衛隊の指揮下に入ることに抵抗感があるようだ。そのため海保を軍事機関にしな

い理由をあれこれと並べる人がいるが、これは反撃能力を有する攻撃型ミサイルの保有に反対している人たちの論に似ている。そのようなミサイルを持ってない理由をあれこれ述べることが必要な理由を述べられる人はいない。

海保が海上警察機関で軍事機関にならなくても相手国は攻撃対象にするのは常識だ。

かつて沖縄戦の前年に沖縄県と第32軍は県民の疎開を計画し実行していた。沖縄本島から約9万人、八重山諸島から約3万人の人々を疎開させたが、日本郵船の対馬丸で学童を疎開中に米軍の攻撃で撃沈された。

このことよって、対馬丸が撃沈されて以降、疎開が滞ることとなった。沖縄県民は当時約49万人いたが四分の一が疎開できただけで疎開計画は、とん挫した。
要は民間船舶であつても攻撃されるのに海保の巡視船は攻撃対象にならないと考えるのは楽観的過ぎる。攻撃されるようなことがあれば戦闘し、相手の艦船を撃沈するような装備やシステムを備えておくことの方が安全であろう。中国の海警は海軍の艦艇を活用して平素から活動して

いる。
列国の沿岸警備隊は有事には軍隊としての機能を果たす軍事組織であるのが通常一般的な常識である。階級呼称や階級章も海軍と同様であるのが通常だ。

海保は海自との連携や訓練にはあくまで海上警察としての行動を前提に應じることになるが、危険区域では行動しない、戦闘行動が行われているところでは活動しないという。これはまさに、かつて小泉政権のとき海外派遣で自衛隊が行くところがいとち非戦闘地域で、戦闘地域ではないところに派遣すると答弁したような、非常識な見解である。

自衛隊の行くところが即ち、非戦闘地域という概念同様に海保の行動するところは戦闘が行われていないところというのは実態がよく理解できていない。
相手国は海保が日本の海上警察機関であつても攻撃するだろう。故に即、戦闘海域となる。海保の任務が不審船や工作船の取り締まり、テロ対策、海賊対策、密輸対策などの犯罪の取り締まりや領海警備を行うので、有事においても敵から攻撃されないことを考えること自体が浮世離れし

ている。列国並みに軍事組織として活動できるよう根本的に考え方を改め、法の改正をしておかなければならないのではないかと。

4 中国海警法が規定されたことに對する我が國の対応等

大陸國の中國は我が國の沖繩島の離島をめぐって領有權を主張している。明らかに沖繩本島に對する将来的な布石が推察される。

沖繩本島を中核とする南西諸島は台灣と鹿児島、奄美群島の間にある。東シナ海を全面的に自國の内海とし、かつ太平洋に自由に進出するため、どうしても手中に収めたいという願望に駆られる。

これまで海警の公船は我が國の尖閣諸島の接続水域や領海に入つて日本漁船を追いかけたりしたが、今後、拿捕したり、海保の巡視船が制止しようとするれば銃撃される可能性もありうる。

中國は2020年11月4日、國家主權や管轄權が外國の組織、個人に侵害されたときには「武器の使用を含めたあらゆる必要な措置」をとれりと規定した海警法を全國人民代表大會で発表した。中央軍事委員會の

命令によつて「防衛作戰などの任務」にあたることを明記したこの海警法に對し我が國の海上保安庁法では対応できない。

海警は日本の海上保安庁に當る組織であつたが2018年7月から中央軍事委員會の指揮下に組み入れられた軍事組織となり、人民解放軍の一部隊となつた。当時、海警のトップには東海艦隊の副參謀總長であつた海軍少將が就任した。

これは日本の海上保安庁のトップに海自の横須賀地方總監部幕僚長の海將補が就任したようなものだ。組織は人事と一体となつてゐる。これは、あたかも日本の海上保安庁が防衛省の組織に組み込まれ、平素から海上自衛隊と一体となつて活動をすることになつたものと考えればわかりやすいだろう。

それまでの海警は國務院（中央政府）国土資源部（日本の国土交通省の一組織で、國務院公安部（日本の警察庁）が指導する海警組織であつた。

中國の海警法の法案にはその職責として、「管轄海域でパトロールや警備を展開し重要な島・岩礁を見張

り、國家主權と海洋權益を脅かす行為を制止、排除する」

★管轄海域の定義は「中華人民共和國の内海、領海、接続水域、排他的

經濟水域及び中華人民共和國が管轄するその他の海域」である

★「外國船が管轄海域で違法な活動を行い、立ち入り検査を拒否した場合

は携行している武器を使用できる」★「相手から武器などで攻撃を受けた場合には艦船や航空機に搭載した武器の使用も認め、領海に不法侵入

した外國船は海警が拘留や強制退去措置をとれる

★さらに中國の許可を受けずに外國の組織や個人が中國の島や岩礁などに建設した構造物について強制的に取り壊すことができる

これらのことを総合的に考えてみると、まさに、東シナ海や南シナ海の海域を海警によつて常時、海軍と密接不離に連携した活動をして、威圧することが常態化することになる。今や海警は人民解放軍で古く

なつた海軍艦船を海警用に使用しており、大型化武装化が進んでいる。中國は我が國の尖閣諸島が中國の主權の及ぶところであるとの認識であるから、日本漁船などを追い払う

ことは当然であると考へてゐる。(2) 海保は今のような法體制のもとでいつまで中國海警に對応できるか？

海上保安庁法では軍隊の機能はないことになつており、海警との權限の格差がさらに拡がる。

ちなみに米國沿岸警備隊等、海上法執行機關は有事に軍隊の機能を發動できる組織であり、國際的にはそのような權限を有する國が一般的だ。現在の海保は海の犯罪に對する警察組織であるから、武器使用は正當防衛、緊急避難の場合である。また海上保安庁法では軍艦や公船はその対象船舶になつてゐない。

すなわち、海保の巡視船は海警の公船に對して原則的に武器使用はできない。一方で海警の公船は日本の漁船に對しても武器使用はできるし、海保の巡視船に對しても當然に武器使用が許可されてゐる。

不測の事態に至つた場合に日本政府はどうするのか？ 海上保安庁法では機能しないし、海保の巡視船は危機に陥るだろう。

我が國の海保は海自と共同して軍事組織としての裝備と法の下で活

動するように改める必要がある。一方で中国は尖閣を支配下に置くことができれば、領海12海里、接続水域24海里、排他的経済水域200海里が手に入る。そうすれば尖閣から約170^{キロ}の石垣島や宮古島は勿論のこと、約400^{キロ}の沖縄本島を目前にして、自由に更に積極的な活動をとることが可能となる。東シナ海は文字通り、中国の内海となり、日本は防衛の間合いを詰められることになる。

海自は現在、周辺海域で「調査・研究」という名目のパトロールを続けているが、かような事態になったら、海警などに対してどのような対応措置をとるのか？（とれるのか？）を政府はあらかじめ海保や海自に示しておく必要がある。

海上安全の基本のみならず国防の根幹が問われている。

5 米国から見た日米安保第5条適用の意味

米国大統領は尖閣諸島に日米安保第5条が適用されると言っているがそれで日本が安堵するのは適切ではない。

★第1に、尖閣諸島に限らず、日米

安保の第5条適用は米国が日本防衛の義務を謳ったものではなく、あくまでそれぞれの国の憲法に従って共同対処するというものである。セキュリティ・コミットメントと書いてある。

つまり安全に対する関与という意味であり、日本が期待するような米国の日本防衛義務とは違うのではないか？

日本政府もマスコミも米国は日米安保第5条適用によって日本を守るということが「義務」であるかのように伝えるのはよろしくない。

★第2に、尖閣諸島が仮に中国によつて、いかなる形であれ不法占拠された場合、日本独自でこれを奪還するため戦い、独力で実行動をしなければ米国が自動的に助けに来てくれるわけではない。

★第3に、軍の指揮権は大統領にあるが、参戦権、即ち動員権は議会にある。不測の事態に対し米国が自動的に参戦するものではない。

★第4に、日本の施政下であれば適用されるが、他の国が実効支配してしまえば第5条の適用外となる。たとえば、中国は約30万人の海上民兵

を即行動させることできる。更に多

くの海上民兵を動員することが可能だ。彼らが一旦、先に上陸して何らかの工作をした場合、これを日本は物理的に排除できるか？ 中国の倍返しを怖れる外務省は話し合いで解決できるのか？

我が国が具体的に自国の施政下にあるという既成事実を作らず、日本人が上陸することさえ認めない日本政府は調査や何らかの施設等の構築など、尖閣が自国の施政下にあるという明確な行動をしていない。

これでは施政下にあると中国にも米国にも主張できない。米国が助けに来てくれる、守ってくれるという考え方はやめるべきだ。

6 平和安全法制はこれでよいのか？

自衛官は警察官や海上保安官等のような国内法の執行者ではない。

国の組織には警察をはじめ様々な組織があるがこれらは国内法の執行を行うものだ。自衛官は個人ではなく部隊として行動する。自衛隊は戦時国際法を遵守し、命じられた任務を完遂するため、その命令に全面的に服する。

戦時国際法は戦時のみに適用されるわけではない。宣戦布告されてい

ない状態での軍事衝突、偶発的武力衝突であっても、あらゆる軍事組織に平素から適用されるものだ。

現在の自衛隊法は軍隊の組織の活動として作られたものではないので例えば平和安全法制による自衛隊の行動は台湾有事にどうなるのか？ 台湾有事に有効に対応できるか？ 台湾や大陸にいる約10万人の在留邦人の避難、先島諸島にいる約11万人の避難は、海保と民船等で安全に輸送できるか？

(1) 平和安全法制の枠組み

我が国の平和安全法制は次のようになっている。

・ 国際平和支援法

国際平和のために活動する他国の軍隊を支援するものであるが後方支援に限定している。

・ 平和安全法制整備法

我が国に関する安全保障のためのもので次の法律からなっている。

自衛隊法

武力攻撃事態法

重要影響事態法

米軍等行動関連措置法

特定公共施設利用法

海上輸送規制法

船舶検査活動法

上記の「平和安全法制」はたとえ「グレーゾーン事態」から「重要影響事態」へ、あるいは「存立危機事態」に至り、最後に「武力攻撃事態」となつて我が国が個別的自衛権によつて武力行使をするという概念から成り立っている。

「グレーゾーン事態」とは平和でもないが有事でもない事態

「重要影響事態」とは放置しておけば我が国への武力攻撃にいたる事態

「存立危機事態」とは他国が武力攻撃を受け、我が国の存立や国民の生命・自由などが根底から覆る明白な危険がある事態

「武力攻撃事態」とは我が国への武力攻撃があつた事態

これらは官僚や政治家等が頭の中で考へた法理だ。現実の事態はこのように段階的に進むものとは限らないし、そもそも「グレーゾーン事態」がグレーゾーンであつて、明確な切れ目があるわけではない。

「重要影響事態」や「存立危機事態」に関して、どこからがその事態なのか判断としない。

「グレーゾーン事態」は平時でも

ないが有事でもない、だからといって、たとえば尖閣諸島をある集団が占拠した場合、海自に海上警備行動を発令してこれを排除できるか？

「重要影響事態」は朝鮮半島有事や台湾有事に該当するというのが自衛隊は他国軍に弾薬提供等の支援をするだけなのか？

「存立危機事態」はホルムズ海峡が機雷で封鎖された場合や朝鮮半島有事に集団的自衛権によつて機雷掃海や米海軍艦艇の防護を行うものなどの説明である。

(2) 武力攻撃の抑止と対処に必要な法体系

我が国は武力攻撃を受けない限り、武力を自ら行使する自衛権の発動はできないことになつている。

武力攻撃を受けても我が国が防衛力行使をしないことはありえないが、そのような事態に至る前に実力を行使できる法と体制こそが事態を未然に防ぎ、相手が武力行使をできない抑止力となるのではないか。

「グレーゾーン事態」であつても初動を制することは必要だ。このこと

の詳細はここでは論じないが、海自の護衛艦と哨戒機の中東派遣の問題も、かつてのイラクへの自衛隊派遣の問題も、共通しているのはわが国

にはこのような事態に適合して、現場が憂いなく活動できることを保障する共通的基本的な法がないことであり、そのための体制が適正ではないことである。

前記のような法制の行政法である自衛隊法ではなく、国防法（防衛法）としなければならぬ。法に共通的事項を包含して、権限と義務を規定しておけばよいのではないか、特別な法を国会でその都度、審議して作らなければならないだろう。

7 問題の本質、その根底にあること

海外派遣部隊の自衛官が任務遂行中にいわゆる業務上過失致死事件を起せばどうなるか？ 我が国の刑法上は日本の法が及ばない外地で殺人や傷害を行った場合でも処罰できる。しかし誤つて死亡させた場合には業務上過失致死は法の定めがない。わが国の法には、このように法の定めがないものもある。

(1) 日本国憲法はそもそも自衛隊と云う組織がない時のもの
日本国憲法を根底にすれば、のちの自衛隊という組織は軍隊ではなく行政組織の一つに過ぎず、軍隊という法律上の概念はない。だから、憲

法第9条の1項2項がある限り、自衛隊を憲法に明記しても問題は突出してくる。根本からの改正が必要ない理由だ。

ところで北朝鮮のミサイル発射事案は我が国にとつて、色々な分析や教訓があつたにもかかわらず、長い間、危機管理は何も変わらなかつた。その事実専守防衛の誤謬によつて、弾道ミサイル防衛（BMD）よりもまず先に攻撃ミサイルシステムの構築の必要性があるにも関わらず、始めからそれを除外し、BMDの整備に多大の予算をつぎ込んだ。

しかも北朝鮮のミサイル発射事案がなければ、また何年も議論さえ無かつた。中距離ミサイルの研究の必要性も取り上げられなかつた。

かつて統合幕僚会議議長であつた栗栖陸将が「敵の奇襲攻撃を受けた場合、首相の命令が出るまで手をこまねいているわけにはいかない、第一線の部隊指揮官が超法規的に行動に出ることはあり得る」と発言したことを思い起こす。

この超法規的発言がシベリアコントロールを覆すものだと言つて当時の金丸信防衛大臣が栗栖統合幕僚会議議長の職を解任した。1978年7月の事だ。

その後、これまでの間に、有事関

い

連法案や2015年には野党の反対

★無差別な破壊や殺戮はできない

を押し切って平和安全保障関連法が

★捕虜の虐待は禁止

成立したがこれらの法は自衛隊の立

★対人地雷の使用制限

場に立ってみれば、これで事態に対

★生物化学兵器使用の禁止

処せよといわれても参考にならない。

★原子力発電所への攻撃破壊等

ましてや現場で動く指揮官や隊員に

である。

は役に立たない。そもそもが、自衛

これらはしてはならない事項であ

隊は軍隊ではないといわれ続けたま

り、それ以外は可能ということでも

ま、今日に至っているのです。一般行

ある。国際的な常識はそうである。

政事務と似た法となっている。防衛

シビリアンコントロールが原則の民

の法が一般行政事務に似た法のまま

主主義国家日本は、いつになったら

で有事に即応できるのか。

このような国際常識で自衛隊が行動

栗栖統幕議長が発言した超法規行

できるようにするのか。

動発言の意味は深く、行政府だけ

で

なく、立法府も重く受け止めねばな

ら

らない事項であった。にも拘らず、

8 民主主義国家の統治者と軍隊

問題意識さえなく大臣質質さえも疑

絶対に正しく、賢明で、常に国民

問視せざるを得ないような大臣に

に善政を行う統治者がいたとしたら、

よって罷免された。

国民はそれが誰であっても何の不服

その後、自衛隊が超法規的行動を

もなく従うであろう。しかし人間は

とらなくても即有効に対応できる法

神ではない、しばしば間違いを犯す

体系になったか。

し、時として権力に安住して不作為

(2) 国際的に規定されていること

や私欲や偏見によって政を誤る。

★軍事目標以外への攻撃はできない

現在の人間世界において、民主主

★降伏者、負傷者、民間人への攻撃

主義制度が政治の最上の方法ではな

禁止

いにしても民主主義制度に代るよう

★休戦の旗を掲げて戦闘はできない

な良い制度がないので、多くの国家

★遭難信号を不正に発信はできない

で民主主義制度が採用されている。

★赤十字旗掲げて軍事活動はできな

ではなぜ国民が選んだ人が大統領

や首相になるのか。

それは政治が時として意外なこと

や突発的な危機が生じた場合に、

それに対して統治者が臨機応変に決

断し対処しなければならぬからで

はないか。

つまり、単に法に従って措置をし

ていたのでは対処できない難題や危

機が迫り来た場合に国民が選挙した

人に委ねるためだ。

法は総てを想定し作られているわ

けではないが、統治者（政府）が法

にないことはしない、できないと

言ったら誰がその国難や危機に対し

て適切な決断をするのか？

超法規的に決断し、指示する統治

者が必要となるのではないか。

それ故に、国民があらかじめ選挙

で大多数の支持を得た党の代表者が

統治者として必要な措置を決断し、

その責務を全うするためである。

もし法に従っていけばよいのであ

れば、官僚に統治をさせれば良い。

官僚は優秀である、少なくとも選挙

で選ばれた議員よりは全般的に優秀

であろう。しかし官僚は法にないこ

とは実行できない、法の範囲内の

執行をするのが役目だからである。

民主主義国家日本は有事に必須の軍

隊の保有を未だにしていない。

雨ニモマケズ 風ニモマケズ

自衛隊ハ 軍隊ニナリタイ

雨ニモマケズ、風ニモマケズ

夏ノ暑サニモ 冬ノ流行リ病ニモマ

ケヌ

丈夫ナ体ヲ持チ 欲ハナク 決シテ

怒ラズ イツモ静カニ笑ツテイル

一日ニ、麦入り飯三合ト一汁二菜ヲ

食ベ

アラユル事ヲ 自分ヲ勘定ニ入レズ

ヨク見聞キシ 分カリ ソシテ忘レ

ズ

林ノ中ヤ狭イ艦ノ中、航空機ノ上デ

日々訓練シ

東ニ大津波アレバ 行ツテ救援シ

西ニ豪水害アレバ 行ツテ救出シ

南ニ侵攻スル国アレバ 息ガキレル

マデ闘イ

北ニ領土ヲ占拠シタ国ニハ 元二戻

スマデ許サズ

イツモ難癖ヲツケル国ニハ

ツマラナイコトハヤメロト言イ

権勢ニ阿ラズ 強国ニ怯マズ

大国ノ言イナリニハナラズ

侮ラレルコトハナク 苦ニハサレズ

イツモアリガトウト言エル

ソウイウ軍隊ニ

自衛隊ハ ナリタイ